

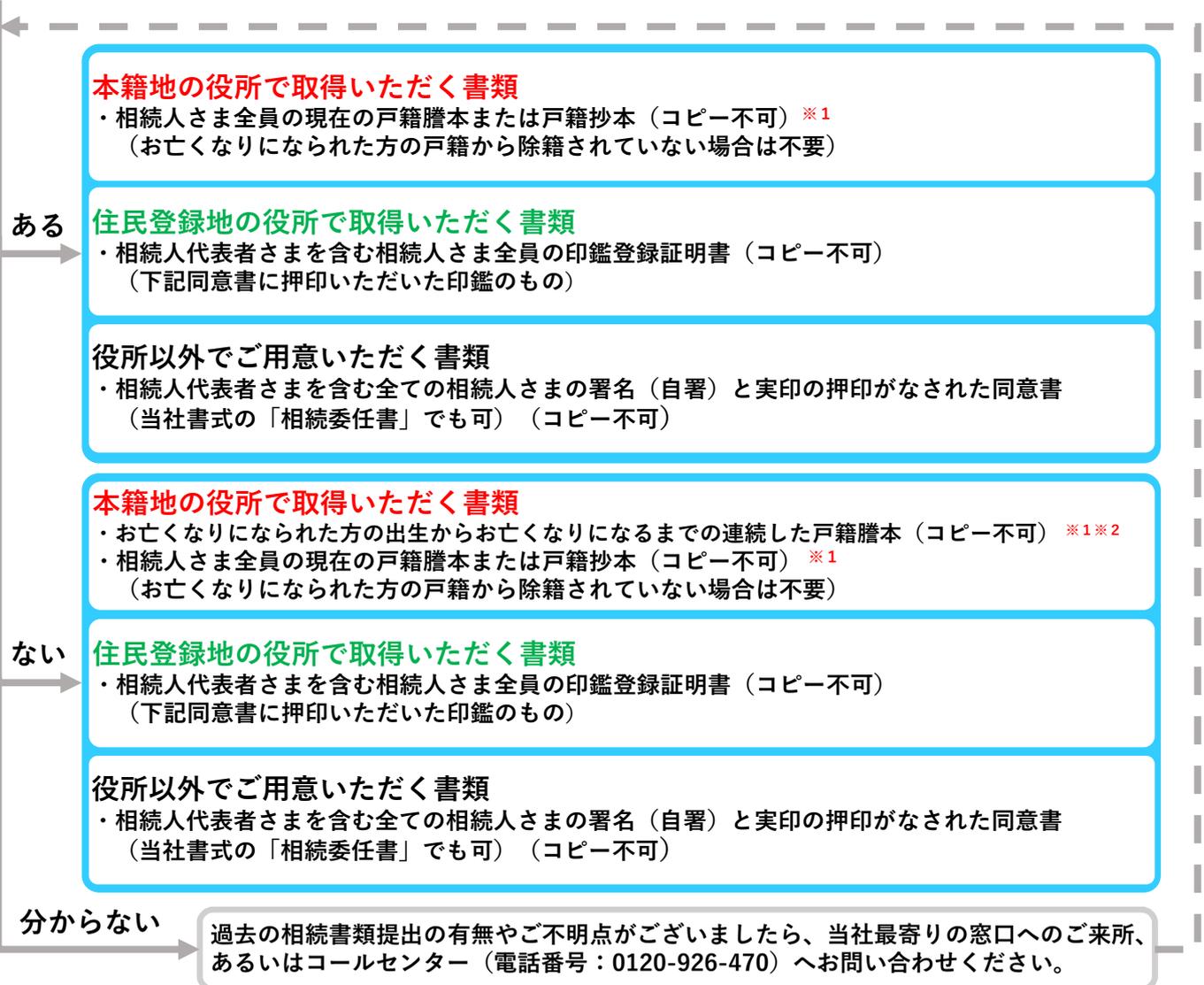
ご請求を行うために必要な相続関係書類について

ご請求者さまがお亡くなりになられた場合は、相続のお手続きが必要となりますので、当社最寄りの窓口へのご来所、あるいはコールセンター（電話番号：0120-926-470）へお問い合わせください。
お手続きに必要な書類は以下の通りです。

< 避難等対象区域に生活の本拠があった方 >

【ご用意いただく書類】

過去にお亡くなりになられた方の賠償請求（相続関係書類提出）をしたことがありますか？



※1 「法定相続情報証明制度」に基づき交付された「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」を提出される場合には不要です。

※2 過去当社にご提出された方につきましては、新たにご提出いただく必要はございません。

【ご注意】

- ・ ご用意いただく書類につきましてはご提出日を含む交付日が3ヶ月以内のものをご提出ください。
- ・ 遺産分割協議書による相続のお手続きをご希望の際は、当社にて同協議書の詳細を確認させていただきます。
- ・ 相続のお手続き内容につきましては、確認にお時間を要しますので何卒ご容赦くださいますようお願いいたします。

< 自主的避難等対象区域に生活の本拠があった方 >

【ご用意いただく書類】

過去にお亡くなりになられた方の賠償請求（相続関係書類提出）をしたことがありますか？

ある

本籍地の役所で取得いただく書類

- お亡くなりになられた方と相続人代表者さまとの続柄が分かる書類いずれかひとつ
戸籍謄本または除籍謄本（コピー不可）
※過去当社にご提出された戸籍謄本または除籍謄本で続柄が確認出来る場合は、新たにご提出いただく必要はございません。

役所以外でご用意いただく書類

- 相続人代表者さまを含む全ての相続人さまの署名（自署）と押印（認印可）がなされた同意書（当社書式の「相続委任書」でも可）（コピー不可）

ない

本籍地の役所で取得いただく書類

- ①お亡くなりになられたことが分かる書類いずれかひとつ
戸籍謄本または除籍謄本（コピー不可）
住民票の除票の写し（コピー不可）
※過去当社にご提出された方につきましては、新たにご提出いただく必要はございません。
- ②お亡くなりになられた方と相続人代表者さまとの続柄が分かる書類いずれかひとつ
戸籍謄本または除籍謄本（コピー不可）
※①の戸籍謄本または除籍謄本で続柄が確認できる場合は②の書類の提出は不要です。

役所以外でご用意いただく書類

- 相続人代表者さまを含む全ての相続人さまの署名（自署）と押印（認印可）がなされた同意書（当社書式の「相続委任書」でも可）（コピー不可）

分からない

過去の相続書類提出の有無やご不明点がございましたら、当社最寄りの窓口へのご来所、あるいはコールセンター（電話番号：0120-926-470）へお問い合わせください。

【ご注意】

- ・ご用意いただく書類につきましてはご提出日を含む交付日が3ヶ月以内のものをご提出ください。
- ・相続手続きにつきましては、確認にお時間を要しますので何卒ご容赦くださいますようお願いいたします。
- ・ご提出いただいた書類から相続委任書に署名された相続人さま以外の相続人さまが確認できる場合、あらためて相続委任書の提出をお願いする場合がございます。

ご相談専用ダイヤル：0120-926-470

午前9時～午後7時（月～金（除く休祝日））

午前9時～午後5時（土・日・休祝日）